

# 生駒市環境美化活動等に係る公用車貸出制度

## ○目的

生駒市における市民団体等の自主的な環境美化等の活動に対して支援を行うため、市の休日等で公務に支障のない範囲において、生駒市の所有する公用車を貸出します。

## ○対象者

公用車の貸出しを申し込むことができるのは、次のような市内の団体です。

- ① 自治会
- ② 市民活動推進センターららポート登録団体
- ③ P T A、子ども会、幼稚園、保育園の父母会等の団体
- ④ 市内で活動するN P O団体(法人を含む)
- ⑤ その他自主的な地域貢献活動を行う市内の団体で市長が適当と認めるもの

※個人への貸出しはできません。

## ○使用用途

市内の道路、河川、公園、水路、駅周辺等の美化・清掃・環境保全活動

## ○使用区域

公用車の使用区域は、生駒市内とします。

## ○貸出日時

土曜・日曜・祝日・その他閉庁日(年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時まで。連続する土曜・日曜・祝日・その他閉庁日の貸出しは1団体までとします。ただし公務で使用する予定がある場合には貸出しできません。災害等緊急かつ、やむ得ない事由により、貸出公用車を使用する必要性が生じた場合は使用を取り消す場合があります。

## ○貸出車両

### ①軽ダンプ



## ○貸出申込

- ① 環境保全課へ貸出日の30日前から3日前までに申込書を提出してください。

### <提出書類>

- ① 生駒市貸出公用車使用申込書兼誓約書
- ② 運転される方の運転免許証の写し

- ② 環境保全課から貸出公用車使用承認書を交付します。
- ③ 貸出車両については事前に所定の位置に駐車しています。(ダッシュボードに「環境美化活動中」のステッカーを設置しています。)鍵については、運転日誌等と一緒にまとめて職員より利用者に渡します。(使用日の前の執務日に受け渡し)

## ○返却

貸出車両を所定の位置に駐車し、清掃を行い、公用車貸出日報に記入のうえ、鍵と日報を警備室に返却してください。使用日の直後の執務日に汚損、破損等が無いかなどを職員が確認します。汚損、破損等がある場合、保険で対応できない分は使用者に損害を負担していただきます。

※貸出期間が2日間以上の場合でも、使用日ごとにいったん返却してください。

## ○保険

市が加入している保険の範囲内で対応します。保険による補償を超える分については使用者の負担となります。

### ※市で加入している自動車保険※

- ・ 車両… 150万円
- ・ 人身… 無制限
- ・ 対物… 無制限
- ・ 運転者及び搭乗者… 死亡保険 1,000万円
- 入院 15,000円/日
- 通院 10,000円/日

## ○使用料

公用車の使用料については無償とします。

公用車貸出の対象となる活動が、あくまでも公益的な活動であることを踏まえ、燃料の使用量相当分などの経費を無償としています。

## ○交通事故の処理

貸出公用車の事故が発生した場合は、直ちに次の措置をとってください。

- (1) 負傷者の救護及び救急車の要請
- (2) 二次的事故の防止及び道路上の安全確保
- (3) 所轄の警察署への通報(事故証明書を取得してください)
- (4) 目撃者の確保及び現場状況の記録
- (5) 事故の相手方の連絡先等の確認
- (6) 事故状況の報告：市役所（警備室）に連絡してください

### ○故障の場合

車両の故障や、不都合が生じた場合は、市役所(警備室)に連絡していただき、後ほど、環境保全課から連絡します。

### ○その他

貸出しを受けた公用車を、転貸し、又は借り受けた目的以外に使用することはできません。

お問い合わせ

生駒市環境保全課

電話 7 4 - 1 1 1 1 (内線 3 7 3)